

# 建築工事 提出書類作成の手引き

(建築工事)

(電気設備工事)

(機械設備工事)

令和2年4月 制定

令和8年4月 最終改訂

藤岡市

建築課

## 目 次

1	総則	
1-1	目的	1
1-2	用語の定義	1
1-3	提出書類	3
1-4	契約締結時から工事検査及び技術検査終了後までの書類区分	3
2	契約締結時又は契約締結後速やかに提出する書類	
2-1	契約保証に関する書類	4
2-2	免税事業者届出書	4
2-3	現場代理人等指定通知書	4
2-4	工程表	4
2-5	火災保険等加入状況報告書	4
2-6	支給材料の受領書又は貸与品の借用書	5
2-7	前払金（中間前払金）請求書及び保証証書	5
2-8	工事实績情報登録報告書（コリンズ）	5
2-9	建設リサイクル法第12条に規定する説明書	6
2-10	建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面	6
3	工事着手前に提出する書類	
3-1	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書又は コブリス・プラス登録済確認書（計画）	7
3-2	石綿事前調査結果の報告	7
3-3	施工体制に関する書類	7
①	施工状況報告書	8
②	下請負人への通知（写）及び下請負人に対する現場掲示	8
③	下請施工状況変更届等	9
3-4	工事看板等の確認	9
3-5	実施工程表（マスター工程表）	10
3-6	総合施工計画書及び工種別施工計画書	10
3-7	疑義に対する協議等	11
3-8	官公署その他への届出手続等の報告	11
3-9	施工図等	12
4	工事施工中に提出する書類	
4-1	工事の記録等	12
4-2	建設業退職金共済制度の掛金収納書提出用台紙、建設業退職金 共済証紙受払簿及び建設業退職金共済証紙管理記録	12

4-3	出来形検査願及び部分払金請求書	13
4-4	施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料	13
4-5	工事用電力設備の保安責任者	14
4-6	技能士通知書	14
4-7	技能資格者の資格等の能力を証明する資料	14
4-8	電気保安技術者通知書	14
4-9	使用材料等確認願	15
	① 使用材料等確認願〈建築工事〉	15
	② 使用材料等確認願〈電気設備工事〉	15
	③ 使用材料等確認願〈機械設備工事〉	16
4-10	同等品使用願	16
4-11	材料等搬入報告書	16
4-12	材料等検査願	16
4-13	材料の検査に伴う試験結果・機材の検査に伴う試験成績書等	17
	① 材料の検査に伴う試験結果〈建築工事〉	17
	② 機材の検査に伴う試験成績書〈電気設備工事〉	17
	③ 機材の検査に伴う試験成績書等〈機械設備工事〉	18
4-14	一工程の施工の確認報告書	18
4-15	施工の検査等	18
	① 施工の検査等の記録〈建築工事〉	18
	② 施工の検査等の記録〈電気設備工事〉	19
	③ 施工の検査等の記録〈機械設備工事〉	19
4-16	施工の検査等に伴う試験結果・成績書	19
	① 施工の検査等に伴う試験結果〈建築工事〉	19
	② 施工の検査に伴う試験成績書 〈電気設備工事〉〈機械設備工事〉	19
4-17	施工の立会い	19
4-18	材料使用量報告書〈建築工事〉	20
4-19	残土運搬処理実施（変更）計画書及び残土運搬処理報告書	20
4-20	工事進捗状況報告書	20
4-21	工事写真	20
4-22	品質管理記録	20
4-23	納品伝票等	21
4-24	各種試験結果・検査結果等の記録	21
4-25	社内基準検査記録	21

## 5 工事完成時に提出する書類

5-1	建設リサイクル法第18条に規定する報告（再資源化等報告書）	21
5-2	発生材報告書及び発生材調査	21

5-3	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書 又はコブリス・プラス登録済確認書（実施）	22
5-4	施工状況記録	22
5-5	工事打合せ書一覧	22
5-6	交通誘導員作業伝票（写）	22
5-7	完成図等	23
	① 完成時の提出図書〈建築工事〉	23
	② 完成時の提出図書〈電気設備工事〉	24
	③ 完成時の提出図書〈機械設備工事〉	25
5-8	工事完成通知書	26
6	工事検査及び技術検査時等に提示する書類	
6-1	安全訓練の実施状況記録	26
6-2	その他安全管理関係の資料	27
6-3	創意工夫・社会性等に関する実施状況	27
6-4	下請検査記録等	28

## 1. 総則

### 1-1 目的

本手引きは建築工事に係る建設工事請負契約書及び設計図書で定めた工事書類や工事の適正な施工の確認等のため、必要となる書類を明確にするとともに、これら書類の作成上の留意事項を取りまとめ、受注者及び発注者双方の現場管理業務の効率化を図ることを目的とする。

なお、本手引きは提出する全ての書類を網羅しているものではない。受注者は、提出する書類について、あらかじめ藤岡市建築工事・建築設計及び建築工事監理業務委託運用基準に規定する建設工事請負契約約款(藤建様式第1号)(以下「建設工事請負契約約款」という。)、設計図書(特記仕様書及び公共建築工事標準仕様書(改修含む))及び藤岡市建築工事写真作成の手引きをよく確認し、適切な提出時期を逸さないよう注意しなければならない。

### 1-2 用語の定義

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.1.2)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.1.2)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.1.2)

○ 本手引きで使用する用語についての定義は以下のとおりとする。

- ①「監督員」とは、建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)に基づく監督員をいい、総括監督員、主任監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員が対応する。
- ②「受注者等」とは、当該建設工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。
- ③「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- ④「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- ⑤「仕様書」とは、各工事に共通する標準仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
- ⑥「標準仕様書」とは、各作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- ⑦「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者等に**指示**した書面及び受注者等が提出し監督員が**承諾**した書面は、特記仕様書に含まれる。
- ⑧「特記」とは、質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面をいう。
- ⑨「**指示**」とは、監督員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。
- ⑩「**承諾**」とは、書面で申し出た事項について発注者若しくは監督員又は受注者等が書面をもって了解することをいう。
- ⑪「**協議**」とは、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- ⑫「**提出**」とは、監督員が受注者等に対し、又は受注者等が監督員に対し工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- ⑬「**提示**」とは、監督員が受注者等に対し、又は受注者等が監督員又は検査員に対し工事に関わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- ⑭「**報告**」とは、受注者等が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- ⑮「**通知**」とは、発注者又は監督員と受注者等の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- ⑯「**確認**」とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者等が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- ⑰「**監督員の検査**」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況、材料の試験結果等について、受注者等から**提出**された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。なお、「品質管理記録」とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
- ⑱「**立会い**」とは、必要な**指示、承諾、協議**、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。
- ⑲「**基本品質**」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。
- ⑳「**品質計画**」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。
- ㉑「**書面**」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- ※書面について、特記仕様書に「建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託の提出書類における押印廃止の方針」を適用する旨の記載がある場合は、当該方針による。
- ㉒「**工事打合せ書**」とは、監督員と受注者等が工事施工に関する協議事項や承諾事項、書類の提出等について、その経緯や結論等を共通の理解とするため書面に記録するものをいう。
- ㉓「**施工図等**」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。
- ㉔「**規格証明書**」とは設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
- ㉕「**一工程の施工**」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督員の**承諾**を受けたものをいう。
- ㉖「**工事写真**」とは、工事着手前及び工事完成、又、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
- ㉗「**完成図書**」とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
- ㉘「**工事検査**」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査員が行う検査をいう。

- ⑳ 「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価をするために、発注者又は検査員が行う検査をいう。
- ㉑ 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。

### 1-3 提出書類

- 提出書類の様式については、原則、所定の様式によるものとする。ただし、所定の様式がない場合は、記載内容が網羅されていれば任意の様式を用いることができる。
- 書面による「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」その他の必要な事項についての伝達は、工事打合せ書を使用すること。ただし、材料等検査願等発行年月日及び発行者が記載された「書面」を提出する場合は、工事打合せ書を表紙に添付しないことができる。
- メールにより伝達する場合は、後日速やかに出力したメール本文及び添付ファイルを添付した工事打合せ書による書面を交付すること。この場合、発議者が書面に記載する交付日は、実際に交付した相手方に書面を手渡す日とする。なお、発議者に対する回答等についても同様に回答者が発議者に書面を手渡す日とする。
- メールにより伝達する場合は、送信者は送信するごとに、遅滞なく電話伝達により送付先の監督員に対し、受信内容を確認するよう求めなければならない。  
※承諾、協議、提出、報告その他必要な事項についての伝達について、特記に「工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係書類の電子メール活用方針」を適用する旨の記載がある場合は、当該方針による。
- 受注者は、全ての提出書類を完成図書として編集し提出するにあたり、あらかじめ監督員の確認を受けたうえで、工期内に提出し受理されなければならない。
- 工事打合せ書における提出、協議、報告等の発議者又は回答者は特記なき限り原則として建設工事請負契約約款第10条第2項の規定により現場代理人とする。

### 1-4 契約締結時から工事検査及び技術検査終了後までの書類区分

- 一般的に請負工事の流れは、契約、現地調査、施工計画の立案、施工、工事完了、検査と進むが、工事関係書類は、契約締結時から工事検査までの段階において適時作成しなければならない。

本手引きでは、各段階においての書類を次のとおり区分する。なお、区分はあくまで目安であることから、提出時期についてはあらかじめ個々の書類の説明内容を確認し、必要に応じて監督員に確認するなど、適正な時期に作成及び提出するよう注意すること。

- ・ 契約締結時又は契約締結後速やかに提出する書類
- ・ 工事着手前に提出する書類
- ・ 工事施工中に提出する書類
- ・ 工事完成時に提出する書類
- ・ 工事検査及び技術検査時に提示する書類

## 2. 契約締結時又は契約締結後速やかに提出する書類

### 2-1 契約保証に関する書類

(建設工事請負契約約款第4条)

(藤岡市契約規則第28条)

- 受注者等は、契約締結時に契約保証に関する以下の書類を**契約担当者**に提出する。ただし、指名通知書等に契約保証金が免除である旨の記載がある場合は、この限りでない。
  - ・ 契約保証金提出書及び保管金等納付済通知書写し（契約保証金の現金等による納付の場合）
  - ・ 有価証券の提供による保証
  - ・ 銀行又は保証事業会社の保証書
  - ・ 履行保証保険証券
  - ・ 履行保証証券（履行ボンド）※付保割合 10%以上

### 2-2 免税事業者届出書

- 受注者等は、契約締結時に**契約担当者**に提出する。
- 1事務所につき年度初回のみ提出する。ただし、免税期間が年度途中で更新される場合は、更新後に再度提出する。

※課税事業者は提出不要

### 2-3 現場代理人等指定通知書

(建設工事請負契約約款第10条)

(藤岡市契約規則第47条)

- 受注者等は、契約締結後、速やかに「現場代理人等指定通知書」に以下の書類を添付して**契約担当者**に提出する。
  - ・ 現場代理人については、健康保険被保険者証（写）等（当該事業者に3か月以上雇用されていることが確認できるもの）
  - ・ 主任技術者等については、①健康保険被保険者証（写）等（当該事業者に3か月以上雇用されていることが確認できるもの）及び②資格を証明するもの（写）（監理技術者にあつては監理技術者資格者証（写）又は経歴書（資格者証等を有していない場合））。

### 2-4 工程表

(建設工事請負契約約款第3条第1項)

(藤岡市契約規則第47条)

- 受注者は、契約締結後10日以内に、**契約担当者**に「工程表」を提出する。

### 2-5 火災保険等加入状況報告書

(建設工事請負契約約款第54条)

(特記仕様書に定めがある場合)

(藤岡市建築工事標準書式)

- 加入の要否、提出時期又は期限は、特記仕様書による。
- 受注者等は、火災保険、建設工事保険その他の保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督員に**提示**し、併せて「火災保険等加入状況報告書」（証券（写）又はこれに代わるもの（写）を添付）を監督員に**提出**する。

## 2-6 支給材料の受領書又は貸与品の借用書

（建設工事請負契約約款第 15 条）

（特記仕様書に定めがある場合）

- 支給材料又は貸与品の引渡しの品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、特記仕様書による。
- 受注者等は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた場合は、引渡しの日から 7 日以内に、監督員に「受領書」又は「借用書」を**提出**する。

## 2-7 前払金（中間前払金）請求書及び保証証書

（建設工事請負契約約款第 34 条）

（藤岡市契約規則第 48 条）

（藤岡市財務規則第 73 条）

- 受注者等は、指名通知書等に前払金の請求ができる旨の記載がある場合は、契約金額の 4/10 以内を限度として前払を請求することができる。
- 受注者等は、前払金の請求をしようとするときは、「前払金請求書」に保証事業会社が交付する保証書を添えて、**契約担当者**に**提出**し、審査を受ける。
- 受注者等は、中間前払金の請求をしようとするときは、「中間前払金請求書」に保証事業会社が交付する保証書を添えて、**契約担当者**に**提出**し、審査を受ける。
- 前払金を受けた受注者が次のいずれにも該当し、「中間前払金認定申請書」を**提出**した場合において、「中間前払金認定通知書」により認定を受けたときは、既に受領した前払金に追加して、更に請負金額の 2/10 に相当する金額以内で、中間前金払を請求することができる。ただし、中間前金払を請求した場合にあっては、部分払を請求することができない。
  - ・工期が 90 日以上であること
  - ・工期の 1/2 以上が経過していること
  - ・工程表により、工期の 1/2 を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること
  - ・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の 1/2 以上の額に相当するものであること

## 2-8 工事实績情報登録報告書（コリンズ）

（特記仕様書に定めがある場合）

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.1.4）

（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第 1 編 1.1.4）

（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第 1 編 1.1.4）

(藤岡市建築工事標準書式)

- 受注者等は、請負金額が 500 万円以上の工事の場合、登録内容についてあらかじめ「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日等）は含まない。
  - (1) 工事受注時 契約締結後 10 日以内
  - (2) 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後 10 日以内
  - (3) 工事完成時 工事完成後 10 日以内
- 受注者等は、登録後は直ちに「工事实績情報登録報告書」に登録されたことを証する資料を添付して監督員に**提出**する。
- 変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

## 2-9 建設リサイクル法第 12 条に規定する説明書

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条)

- 受注者等は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が次に掲げるいずれかの建設工事の規模以上の建設工事（以下「対象建設工事」という。）を施行する場合は、契約時に**契約担当者**に対し、建設リサイクル法第 12 条第 1 項の規定に基づき、同法第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する事項を記載した**書面を交付して説明**する。
    - ・建築物に係る解体工事については、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が 80㎡であるもの
    - ・建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物（増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が 500㎡であるもの
    - ・建築物に係る新築工事等であつて、新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負金額が 1 億円であるもの
    - ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負金額が 500 万円であるもの
- ※特定建設材・・・コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、  
アスファルト・コンクリート
- ※当該書面は契約担当者が検査時に用意する。

## 2-10 建設リサイクル法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び省令第 4 条)

- 受注者等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面を用意し、契約締結前に発注者（**契約担当者**）と受注者で相互に交付する。なお、書面の交付は契約書に添付することにより行う。
  - ※受注者から交付された書面を検査時に契約担当者が検査員に提出する。
  - ※対象は、「2-9 建設リサイクル法第 12 条に規定する説明書」を参照のこと。

### 3. 工事着手前に提出する書類

#### 3-1 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書又はコブリス・プラス登録済確認書(計画)

(資源の有効な利用の促進に関する法律)

(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条)

(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条)

- 受注者等は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」第9条の規定による一定規模以上の工事をする場合は、工事の着手前に所定の様式により再生資源利用計画を作成し、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条の規定による一定規模以上の工事をする場合は、工事の着手前に所定の様式により再生資源利用促進計画を作成し、監督員に**提出**する。(ただし、コブリス・プラスに登録している場合は、コブリス・プラス登録済確認書(計画)のみを**提出**すること。)また、国土交通省が定める掲示様式により「再生資源利用(促進)計画書」を公衆の見やすい場所に掲示する。

#### 3-2 石綿事前調査結果の報告

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

(石綿障害予防規則第4条の2)

- 受注者は、石綿有無の事前調査結果を「石綿事前調査結果報告システム」を使用し、群馬県知事及び藤岡労働基準監督署長に**報告**する。

※対象 建築物解体工事：解体部分の床面積が80㎡以上、建築物改修工事：請負金額が税込100万円以上、特定の工作物の解体工事又は改修工事：請負金額が税込100万円以上(詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月 厚生労働省・環境省」を参考にすること。)

#### 3-3 施工体制に関する書類

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)

(建設業法第24条の8)

(建設業法施行規則第14条の2から7)

(藤岡市公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第4条)

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.1.5)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.1.5)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.1.5)

- 受注者は、下請契約を締結した場合は施工体制台帳等(施工体制台帳、再下請負通知書)を整備し、工事現場に備えなければならない。
- 受注者は、施工体制台帳等に、建設工事に従事する者について、氏名、生年月日、年齢、

職種、社会保険等（健康保険、年金保険及び雇用保険）の加入状況等、中小企業退職金共済制度の被共済者であるか否かの別、安全衛生に関する教育を受けているときはその内容並びに建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格を記載した書面（作業員名簿等）を添付する。なお、雇用保険欄のみ被保険者番号の下4桁を記載する。

- 受注者は、下請契約を締結した場合は下請契約に係る工事に着手する前に施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 受注者は、請け負った建設工事を請け負わせた全ての下請負人に対し、「その請け負った工事を他の業者に請け負わせた場合は遅滞なく再下請負通知書を提出すること。」を書面により通知するとともに、工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。（建設業法施行規則第14条の3）
- 受注者は、下請負人が再下請契約を締結したときは、下請負人に再下請負通知書を提出させ、工事現場に備えなければならない。

#### ① 施工状況報告書

- 受注者等は、下請契約を締結した場合は、下請契約に係る工事に着手する前に施工体制台帳及び施工体系図の写しを添付した「施工状況報告書」を監督員に**提出**する。なお、提出の際、既に再下請負通知書の提出を受けている場合は、当該通知書の写しも添付する。
- 受注者等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条並びに建設業法施行規則第14条の2及び第14条の4の規定により、監督員に提出する施工体制台帳の写し及び再下請負通知書の写しに建設工事に従事する者の氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険等の加入状況等、中小企業退職金共済制度の被共済者であるか否かの別、安全衛生に関する教育を受けているときはその内容並びに建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格を記載した書面（作業員名簿等）を添付する。なお、保険欄は雇用保険欄のみ被保険者番号の下4桁を記載する。
- 受注者等は、専門技術者を置くときは、主任技術者資格を有することを証する書面を「施工状況報告書」に添付する。
- 受注者等は、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示した場合は、速やかにその状況を写真撮影により記録し、監督員に**提出**する。なお、下請負人が追加されるなど施工体系図に記載の内容に変更が生じた場合も同様に写真撮影により記録し、速やかに監督員に**提出**する。
- 受注者等は、個々の下請契約金額又は再下請契約金額が概ね10万円以下の契約については、監督員が適正な施工ができると認めた場合は、当該契約に係る施工体制台帳の写し及び再下請負通知書の写し並びに「施工状況報告書」及び「下請施工状況変更届」の提出を省略することができる。ただし、施工体系図には、金額に関係なく全ての下請契約及び再下請契約に係る業者を記載しなければならない。

#### ② 下請負人への通知（写）及び下請負人に対する現場掲示

- 受注者等は、請け負った工事を請け負わせた全ての下請負人に対して建設業法施行規則第14条の3に基づき通知したことを記録し、監督員の請求があった場合は記録を

**提示**又は**提出**する。

- 受注者等は、下請負人に対し、建設業法施行規則第 14 条の 3 の規定により書面により通知した場合は、速やかに通知の写し（任意の 1 者分）を監督員に**提出**する。
- 受注者等は、建設業法施行規則第 14 条の 3 の規定により工事関係者の見やすい場所に再下請通知に関する掲示を行った場合は、速やかにその状況を写真撮影により記録し、監督員に**提出**する。

### ③ 下請施工状況変更届等

- 受注者等は、下請契約が次のいずれかに該当するときは、速やかに「下請施工状況変更届」を監督員に**提出**する。
  - ・新たに下請契約を締結したとき
  - ・下請契約を解除したとき
  - ・請負金額を変更したとき
  - ・既に提出されている施工状況報告書又は下請施工状況変更届の内容に変更が生じたとき
- 受注者等は、下請契約又は再下請契約が次のいずれかに該当するときは、速やかに書面により**報告**する。
  - ・下請負人から再下請負通知書の提出を受理したとき
  - ・下請負人から再下請契約を解除した旨の申し出があったとき
  - ・既に提出されている施工体制台帳、施工体系図又は再下請負通知書の内容に変更が生じたとき

### 3-4 工事看板等の確認

- 受注者等は、仕様書及び関係法令等に基づき、次の看板等を工事に着手する前に設置する。

看板等の名称	掲示場所	根拠
現場表示板	公衆の見やすい場所	標準仕様書 2.3.1
建設業の許可票	公衆の見やすい場所	建設業法第 40 条 (下請負人の掲示は不要)
労災保険関係成立票	工事関係者の見やすい場所	労働者災害補償保険法施行規則第 49 条
緊急時連絡表	工事関係者の見やすい場所	特記仕様書
施工体制台帳作成に係る現場への掲示	工事関係者の見やすい場所	建設業法施行規則第 14 条の 3 (下請契約がある場合に限る)
施工体系図	公衆、工事関係者の見やすい場所	建設業法第 24 条の 8 第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項 (下請契約がある場合に限る)
建設業退職金共済制度への加入	工事関係者の見やすい場所 (加入している場合は 1,000 万円未満でも掲示)	特記仕様書(請負金額 1,000 万円以上は加入義務あり、1,000 万円未満は任意)

- 受注者等は、工事看板等を掲示した場合は、速やかにその状況を写真に記録し、監督員に**提出**する。なお、施工体系図等を更新した場合は、速やかにその状況を写真に記録し、監督員に**提出**する。

※現場表示板には工事名称、発注者名、施工者名、連絡先等を簡明に示すこと。なお、工事の規模にもよるが、表示板の大きさはA3以上とすること。

### 3-5 実施工程表（マスター工程表）

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.2.1）

（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編1.2.1）

（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編1.2.1）

（藤岡市建築工事標準書式）

- 受注者等は、工事の着工前に「実施工程表」を作成し、監督員の**承諾**を受ける。
- 実施工程表に記載する事項は、次のとおり。
  - ・ 工事に着手する時期（具体的な期日を記載すること）
  - ・ 施工計画書、製作図、施工図の作成時期
  - ・ 主要材料等の現場搬入時期
  - ・ 検査及び施工の立会の時期
  - ・ 試験の時期
  - ・ 各仮設物の設置期間 など
- 受注者等は、契約書に基づく条件変更等により「実施工程表」を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう「実施工程表」を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員の**承諾**を受ける。
- 上記によるほか、「実施工程表」の内容を変更する必要がある場合は、監督員に**報告**するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- 受注者等は、監督員の**指示**を受けた場合は、「実施工程表」の補足として、「週間工程表」、「月間工程表」、「工種別工程表」等を作成し、監督員に**提出**する。
- 受注者等は、概成工期が特記された場合は、「実施工程表」に概成工期、受電日、総合試運転調整に要する工程を明記する。

### 3-6 総合施工計画書及び工種別施工計画書

（特記仕様書に定めがある場合）

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.2.2）

（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編1.2.2）

（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編1.2.2）

- 受注者等は、工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた「総合施工計画書」を作成し、監督員に**提出**する。
- 「総合施工計画書」は、総合仮設を含めた工事の全般的な進め方や、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等の大要を定めた総合的な計画書をいう。

- 「工種別施工計画書」は、一工程の施工の着手前に、「総合施工計画書」に基づいて、工種別の施工計画を定めたものであり、「施工要領書」と呼ばれるものを含む。原則として、設計図書と相違があってはならない。  
また、個別の工事について、具体的に検討することなく、どの工事にも共通的に利用できるように便宜的に作成されたものであってはならない。
- 施工計画書に記載する内容は、仮設計画、安全・環境対策、工程管理、品質計画、養生計画等とする。
- 受注者等は、品質計画、一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階並びに施工の具体的な計画を定めた「工種別施工計画書」を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に**提出**する。ただし、あらかじめ監督員の**承諾**を受けた場合はこの限りではない。
- 上記の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の**承諾**を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督員の**承諾**を受ける。
- 受注者等は、施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に**報告**するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員に**提出**する。
- 特記仕様書に施工計画書の記載内容等が定められた場合は、特記仕様書による。

### 3-7 疑義に対する協議等（工事打合せ書を使用）

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.1.8）

（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編 1.1.8）

（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編 1.1.8）

（建設工事請負契約約款第18条）

- 受注者等は、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と**協議**する。
- 上記の**協議**を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は建設工事請負契約約款の規定及び『設計変更ガイドライン』による。
- 上記の**協議**を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項について、記録を整備する。

### 3-8 官公署その他への届出手続等の報告

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.1.3）

（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編 1.1.3）

（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編 1.1.3）

- 受注者は、工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。
- 上記に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に**報告**する。
- 受注者は、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査において、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

### 3-9 施工図等

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.2.3)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.2.3)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.2.3)

- 受注者等は、施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員の**承諾**を受ける。ただし、あらかじめ監督員の**承諾**を受けた場合は、この限りでない。
- 受注者等は、施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討する。
- 受注者等は、施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に**報告**するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督員の**承諾**を受ける。

## 4. 工事施工中に提出する書類

### 4-1 工事の記録等

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.2.4)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.2.4)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.2.4)

- 工事の記録は、次のとおり。
  - (a) 受注者等は、監督員の**指示**した事項及び監督員と**協議**した結果について、記録を整備する。
  - (b) 受注者等は、工事の全般的な経過を記載した書面(報告する期間に行われた工事の実際の概況を記録した書面であり、その表現は工程表形式と記述形式がある。)を作成する。  
(「4-20 工事進捗状況報告書」を参照)
  - (c) 受注者等は、工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
  - (d) 受注者等は、次の(1)から(4)までのいずれか該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
    - (1) 工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
    - (2) 一工程の施工を完了した場合
    - (3) 施工が適切なことを証明する必要があるとして、監督員の**指示**を受けた場合
    - (4) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
  - (e) (a)から(d)までの記録等について、監督員から請求されたときは、**提出**又は**提示**する。

### 4-2 建設業退職金共済制度の掛金収納書提出用台紙、建設業退職金共済証紙受払簿及び建設業退職金共済証紙管理記録

(特記仕様書に定めがある場合)

(藤岡市建築工事標準書式)

- 建設業退職金共済制度とは、建設現場で働く方々のために、中小企業退職金共済法により国が作った退職金制度をいい、事業主が現場で働く作業員の共済手帳に働いた日数に応じて、掛け金となる建設業退職金共済証紙を貼り、その作業員が建設業界で働くことを止

めたときに、勤労者退職金共済機構から退職金を受け取るという退職金制度。

- 被共済者は、下請及び再下請の現場作業員も含まれる。
- 掛金（共済証紙の購入）の額は、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部のホームページ内にある『掛金納付の考え方』を参照のこと。
- 受注者等は、請負金額が1,000万円以上の工事の場合は、建設業退職金共済制度の対象となる現場の全ての作業員に対して、本制度を適用して建設業退職金共済証紙を配布しなければならない。
- 受注者等は、建設業退職金共済証紙を購入し、1か月以内に「掛金収納書提出用台紙」を監督員に**提出**する。なお、社内退職金制度を設けているなどの理由により、建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しない、又はしていない場合は、掛金収納書の提出を不要とする。この場合、その理由書を監督員に**提出**する。
- 受注者等は、請負金額が1,000万円以上の場合は、全ての下請負人に対して建設業退職金共済制度の対象になるか否かを確認し、元請業者及び全ての下請負人のうち対象となる現場作業員に対して、建設業退職金共済証紙を適切に配布したことが分かる「建設業退職金共済証紙受払簿」及び「建設業退職金共済証紙管理記録」を整備する。（請負金額が1,000万円未満の場合においても、受払簿及び管理記録を整備することが望ましい。）
- 受注者等は、「建設業退職金共済証紙受払簿」及び「建設業退職金共済証紙管理記録」を整備した場合は、工事完成時に監督員の確認を受ける。

#### 4-3 出来形検査願及び部分払金請求書

（建設工事請負契約約款第37条）

（藤岡市契約規則第49条第2項・第50条）

（藤岡市財務規則第75条）

- 受注者等は、指名競争通知書に部分払金の請求ができる旨の記載がある場合は、部分払を請求することができる。
- 受注者等は、部分払を請求する場合は、**契約担当者**に「出来形検査願」を**提出**し、工事検査に合格しなければならない。
- 部分払は、工事の完全な履行前に一部履行した部分に対する対価の9/10の範囲内（支払限度額）において支払することができる。ただし、契約金額が1,000万円以上のものに限る。

#### 4-4 施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.3.2）

- 受注者等は、該当する工事に着手する前に、資格者証や工事経歴等の資格や能力を証明する資料を監督員に**提出**する。ただし、「施工計画書」にこれらの資料を添付した場合は省略することができる。
- 施工管理技術者は、既製コンクリート杭地業、鋼杭地業、場所打ちコンクリート杭地業、レディーミクストコンクリートの製造工場、鉄骨製作工場、鉄骨工事の溶接作業及び溶接亜鉛めっき高力ボルト接合に係る工事において置く。

#### 4-5 工事中電力設備の保安責任者

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.3.4)

- 工事中電力設備に係る工事に着手する前に、工事中電力設備の保安責任者として、関係法令に基づき有資格者を定め、監督員に**報告**する。この場合、必要な資格を証明する資料を添付する。

#### 4-6 技能士通知書

(特記仕様書に定めがある場合)

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.5.2)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編 1.5.2)

(藤岡市建築工事標準書式)

- 受注者等は、該当する工事に着手する前に、技能士の資格を証明する資料を監督員に**提出**する。ただし、「施工計画書」にこれらの資料を添付した場合は省略することができる。

#### 4-7 技能資格者の資格等の能力を証明する資料

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.5.3)

- 受注者等は、該当する工事に着手する前に、技能資格者の資格等の能力を証明する資料を監督員に**提出**する。ただし、「施工計画書」にこれらの資料を添付した場合は省略することができる。
- 次の作業は技能資格者が行う。
  - ・ 杭の継手の溶接作業
  - ・ 鉄筋のガス圧接及び溶接継手の作業
  - ・ 鉄筋のガス圧接、機械式継手及び溶接継手の試験
  - ・ 鉄筋、鉄骨等の溶接作業
  - ・ 鉄骨の溶接部の試験
  - ・ スタッド溶接作業
  - ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルトの締付け作業

#### 4-8 電気保安技術者通知書

(特記仕様書に定めがある場合)

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.3.3)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編 1.3.2)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編 1.3.2)

(藤岡市建築工事標準書式)

- 受注者等は、該当する工事に着手する前に、「電気保安技術者通知書」に必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を添付したものを監督員に**提出**し、**承諾**を受ける。
- 受注者等は、電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置く。
- 電気保安技術者は、次による者とする。
  - ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気

主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

- ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

#### 4-9 使用材料等確認願

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.4.2)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編1.4.2)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編1.4.2)

(藤岡市建築工事標準書式)

##### ① 使用材料等確認願〈建築工事〉

- 受注者等は、使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に**提出**する。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の**承諾**を受けた場合は、この限りでない。
- 受注者等は、製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書等を、監督員に**提出**する。
- 受注者等は、工事現場施工のコンクリート工事に使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に**報告**する。
- 受注者等は、調査を要する材料は、調査表等を監督員に**提出**する。
- 受注者等は、設計図書に定める材料の見本を**提示**又は**提出**し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督員の**承諾**を受ける。
- 受注者等は、設計図書に定める規格等が改正された場合は、**協議**等による。

##### ② 使用材料等確認願〈電気設備工事〉

- 受注者等は、使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(図面・試験成績書等)を、監督員に**提出**する。ただし、設計図書においてJISによると指定された機材でJISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の**承諾**を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
- 受注者等は、工事現場施工のコンクリート工事に使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に**報告**する。
- 受注者等は、調査を要する材料は、調査表等を監督員に**提出**する。
- 受注者等は、設計図書に定める機材の見本を**提示**又は**提出**し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督員の**承諾**を受ける。

- 受注者等は、設計図書に定める規格等が改正された場合は、**協議**等による。

### ③ 使用材料等確認願〈機械設備工事〉

- 受注者等は、使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（図面・試験成績書、製造者が有する実験値等に基づく性能表・能力計算書等）を、監督員に**提出**する。ただし、設計図書においてJIS、JAS又は『給水装置の構造及び材質の基準に関する省令』によると指定された機材で、JISマーク、JASマーク又は『給水装置の構造及び材質の基準に関する省令』に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の**承諾**を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
- 受注者等は、工事現場施工のコンクリート工事に使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督員に**報告**する。
- 受注者等は、調合を要する材料については、調合表等を監督員に**提出**する。
- 受注者等は、設計図書に定める機材の見本を**提示**又は**提出**し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督員の**承諾**を受ける。
- 受注者等は、設計図書に定める規格等が改正された場合は、**協議**等による。

#### 4-10 同等品使用願

（建築工事監理指針1.4.4）

（機械設備工事監理指針第1編1.4.4）

（電気設備工事監理指針第1編1.4.5）

（藤岡市建築工事標準書式）

- 受注者等は、製品名及び製造所等が指定された場合において、種々の関係からやむを得ず指定以外の材料・機材を使用しなければならない場合は、その理由を記載した「同等品使用願」を監督員に**提出**し、**承諾**を受ける。

#### 4-11 材料等搬入報告書

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.4.3）

（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編1.4.3）

（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編1.4.3）

（藤岡市建築工事標準書式）

- 受注者等は、工事に使用する材料（機材）を現場に搬入した場合は、数量、規格等について速やかに自主検査を実施し、その結果を記録した「材料等搬入報告書」により監督員に**報告**する。

#### 4-12 材料等検査願

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.4.4）

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.4.4)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.4.4)

(藤岡市建築工事標準書式)

- 受注者等は、工事現場に搬入した材料(機材)は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の**承諾**を受けた場合は、この限りでない。
- 受注者等は、検査時に材料(機材)が使用材料等確認願で確認を受けた材料(機材)と同一であることが確認できない場合は、出荷証明書等同一材料(機材)であることが確認できる資料を検査時に監督員に**提出**する。
- 上記による検査の結果、合格した材料(機材)と同じ種別の材料(機材)は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の**指示**を受けた場合は、この限りでない。
- 受注者等は、上記による検査の結果不合格となった材料(機材)は、直ちに工事現場外に搬出する。
- 設計図書に定めるJIS若しくはJASのマーク表示のある材料(機材)又は規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。

#### 4-13 材料の検査に伴う試験結果・機材の検査に伴う試験成績書等

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.2.4(3)及び1.4.5)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.2.4(3)及び1.4.5)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.2.4(3)及び1.4.5)

##### ① 材料の検査に伴う試験結果〈建築工事〉

- 受注者等は、材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書定めがない場合は、監督員の**承諾**を受けた試験方法による。
- 受注者等は、試験の実施に当たり、「試験計画書」を作成し、監督職員の**承諾**を受けらる。
- 受注者等は、試験は、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の**承諾**を受けた場合は、この限りでない。
- 受注者等は、「試験の結果」(様式任意)を監督員に**報告**する。

##### ② 機材の検査に伴う試験成績書〈電気設備工事〉

- 試験は、次の場合に行う。
  - ・設計図書に定められた場合
  - ・試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- 試験方法はJIS、JEC(電気学会電気規格調査会標準規格)、JEM(日本電機工業会規格)等に定めのある場合は、これによる。
- 受注者等は、試験が完了したときは、その「試験成績書」(様式任意)を監督員に**提出**する。

### ③ 機材の検査に伴う試験成績書等〈機械設備工事〉

- 試験は、次の機材について行う。
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第3編以降において試験を指定した機材
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）表1.1.1に該当する機材
  - ・ 特記仕様書により試験を指定された機材
  - ・ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材
- 試験方法は、建築基準法、JIS、SHASE-S（（公社）空気調和・衛生工学会規格）等の法規又は規格に定めのある場合は、それらによる。
- 受注者等は、確認が完了したときは、その「試験成績書等」（様式任意）を監督員に**提出**する。
- 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督員の**承諾**により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものの**提出**をもって試験に代えることができる。

#### 4-14 一工程の施工の確認報告書

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.5.4）

（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編1.5.2）

（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編1.5.3）

（藤岡市建築工事標準書式）

- 一工程の施工の確認報告書には、具体的にいつどのような品質管理を実施したかが分かる品質管理記録のほか、品質管理責任者（主任技術者等）がその管理を実施している状況や管理後の自主検査を実施している状況が分かる写真記録等を添付する。
- 受注者等は、一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督員の**指示**を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に**報告**する。なお、確認及び**報告**は、監督員の**承諾**を受けた者が行う。

#### 4-15 施工の検査等

（公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.5.5）

（公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編1.5.3）

（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編1.5.4）

##### ① 施工の検査等の記録〈建築工事〉

- 受注者等は、設計図書に定められた場合又は「4-14 一工程の施工の確認報告書」により**報告**した場合は、監督員の検査を受ける。
- 上記の検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の**指示**を受けた場合は、この限りでない。
- 受注者等は、見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督員の**承諾**を受ける。
- 施工の検査のうち、配筋検査など標準仕様書等の設計図書に定められた施工の検査及び監督員が指定した工程に達したときに行う施工の検査は、あらかじめ品質管理記録を監督員に**提出**し、検査を書面により依頼する。

## ② 施工の検査等の記録〈電気設備工事〉

- 受注者等は、設計図書に定められた場合又は「4-14 一工程の施工の確認報告書」により**報告**した場合は、監督員の検査を受ける。
- 上記の検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の**指示**を受けた場合は、この限りでない。
- 受注者等は、見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督員の**承諾**を受ける。
- 施工の検査のうち、特記仕様書等の設計図書に定められた施工の検査及び監督員が指定した工程に達したときに行う施工の検査は、あらかじめ品質管理記録を監督員に**提出**し、検査を書面により依頼する。

## ③ 施工の検査等の記録〈機械設備工事〉

- 受注者等は、設計図書に定められた場合又は「4-14 一工程の施工の確認報告書」により**報告**した場合は、監督員の検査を受ける。
- 上記の検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の**指示**を受けた場合は、この限りでない。
- 受注者等は、見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督員の**承諾**を受ける。
- 施工の検査のうち、特記仕様書等の設計図書に定められた施工の検査及び監督員が指定した工程に達したときに行う施工の検査は、あらかじめ品質管理記録を監督員に**提出**し、検査を書面により依頼する。

## 4-16 施工の検査等に伴う試験結果・成績書

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.2.4(3)及び1.5.6)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編1.2.4(3)及び1.5.4)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編1.2.4(3)及び1.5.5)

### ① 施工の検査等に伴う試験結果〈建築工事〉

- 施工の検査等に伴う試験は、「4-13 材料の検査に伴う試験結果・機材の検査に伴う試験成績書等」に準じて行う。

### ② 施工の検査に伴う試験成績書〈電気設備工事〉〈機械設備工事〉

- 試験は、次の場合に行う。
  - ・ 設計図書に定められた場合
  - ・ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- 受注者等は、試験が完了したときは、その「試験成績書」を監督員に**提出**する。

## 4-17 施工の立会い

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.5.8)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編1.5.6)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編1.5.8)

- 施工の立会いは、監督員に書面により依頼する。
- 立会いは写真記録によるほか監督員が**指示**した記録を作成する。

#### 4-18 材料使用量報告書〈建築工事〉

(藤岡市建築工事標準書式)

- 受注者等は、防水工事（シーリング工事を除く）、塗装工事、木工事（防腐・防蟻処理に限る）及び内装工事（合成樹脂塗床工事に限る）について、「材料使用量報告書」を監督員に**提出**する。

#### 4-19 残土運搬処理実施（変更）計画書及び残土運搬処理報告書

(特記仕様書)

(藤岡市公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第4条の4)

- 受注者等は、建設発生土を場外に搬出する場合は、搬出する前に建設発生土を処理する土地の所在地及び地目並びに建設発生土の土量等を記載した「残土運搬処理実施計画書」を監督員に**提出**する。
- 受注者等は、提出した「残土運搬処理実施計画書」の内容が変更になった場合は、速やかに「残土運搬処理変更計画書」を監督員に**提出**する。
- 受注者等は、建設発生土の処理を終えたときは、速やかに処理した状況が分かる写真を添付した「残土運搬処理報告書」を監督員に**提出**する。

#### 4-20 工事進捗状況報告書

(建設工事請負契約約款第11条)

(公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.2.4(1))

(公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編 1.2.4(1))

(公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第1編 1.2.4(1))

- 受注者等は、工事の全般的な経過を記載した書面を作成し、監督員に**提出**する。
- 工事の全般的な経過を記載した書面は、進捗率を「月間工程表」又は「工事週報」に記載することで省略できる。

#### 4-21 工事写真

(特記仕様書)

(藤岡市建築工事写真作成の手引き)

- 主な工事写真の撮影は、次によるものとする。
  - (1) 主な工事写真の撮影対象は、『藤岡市建築工事写真作成の手引き』に準拠し、撮影対象表に記載のない撮影対象は、監督員と**協議**のうえ決定する。
  - (2) 撮影箇所は、撮影の目的や工事内容に応じて監督員と**協議**のうえ決定する。

#### 4-22 品質管理記録

(公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.3.6)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.3.4)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.3.4)

(藤岡市建築工事品質管理要領)(参考)

- 受注者等は、施工計画書による品質計画に基づき、材料及び施工に関する日常の品質管理の記録及び関係書類を作成及び保管し、監督員からの請求があった場合は**提示**又は**提出**する。
- 受注者等は、施工の検査を実施する場合は、あらかじめ当該施工に係る「品質管理計画」を監督員に**提出**する。また、工事完成までに施工の検査で提出した「品質管理記録」以外の「品質管理記録」を監督員に**提出**する。
- 品質管理については、藤岡市建築工事品質管理要領を参考にすると良い。

#### 4-23 納品伝票等

(特記仕様書)

- 納品書、伝票、出荷証明書等の提出は特記による。特記に記載がない場合は、工事完成時までに納品書、伝票又は出荷証明書等を監督員に**提出**する。  
※注:「4-12 材料等検査願」についても確認すること。

#### 4-24 各種試験結果・検査結果等の記録

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.2.4(3))

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事)第1編1.2.4(3))

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事)第1編1.2.4(3))

- 受注者等は、各種工事において、設計図書又は監督員の**指示**による試験又は検査の結果を記録し、監督員の請求があった場合は直ちに**提示**又は**提出**する。

#### 4-25 社内基準検査記録

- 受注者等は、自社の管理基準を設定し、社内検査を実施した場合は、「社内基準検査記録」を工事検査及び技術検査前に監督員に、同検査時に検査員に**提示**する。

### 5. 工事完成時に提出する書類

#### 5-1 建設リサイクル法第18条に規定する報告(再資源化等報告書)

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条)

- 受注者等は、対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を監督員に**報告**する。

※対象は、「2-9 建設リサイクル法第12条に規定する説明書」を参照のこと。

#### 5-2 発生材報告書及び発生材調書

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.3.11)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.3.9)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.3.9)

(藤岡市建築工事標準書式)

- 受注者等は、産業廃棄物が搬出される工事の場合、「発生材報告書」及び「発生材調書」に産業廃棄物管理票（マニフェスト）のE票の写し、又は、電子マニフェストシステムを使用している場合は受渡確認票を添付したものを監督員に**提出**する。ただし、検査時にE票又は受渡確認票を受領していない場合は、成果品に「産業廃棄物管理票（マニフェスト）のA票の写しを綴り、その後E票又は受渡確認票を受領後直ちに「発生材報告書」及び「発生材調書」にE票の写し又は受渡確認票を添付したものを監督員に**提出**する。

### 5-3 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書又はコブリス・プラス登録済確認書（実施）

(資源の有効な利用の促進に関する法律)

(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条)

(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条)

- 受注者等は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」第9条の規定又は「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」第8条の規定による一定規模以上の工事をした場合は、工事完了後速やかに再生資源利用実施書又は再生資源利用促進実施書を所定のエクセル形式（拡張子：xlsx）により作成し、電子メールに添付して監督員に送信（**提出**）する。（ただし、コブリス・プラスに登録している場合は、コブリス・プラス登録済確認書（実施）のみを**提出**すること。）

### 5-4 施工状況記録

(藤岡市建築工事標準書式)

- 請負金額が1,000万円以上の工事の場合は、工事完成時に一工程の施工の確認をした記録を一覧にした「施工状況記録」を**提出**する。

### 5-5 工事打合せ書一覧

- 受注者等は、工事完成書類の作成にあたり、工事打合せの記録を一覧にまとめた「工事打合せ書一覧」を作成し、工事完成書類に綴る。

### 5-6 交通誘導員作業伝票（写）

(特記仕様書に定めがある場合)

- 受注者等は、交通誘導員を配置したときは、作業伝票（写）を監督員に**提出**する。
- 受注者は、止むを得ない理由により交通誘導を警備業者へ委託せず、工事作業員等が従事する場合は、交通誘導を必要とする工事に着手する前に、監督員と**協議**を行い、**承諾**を受ける。
- 交通誘導員は、特に夜間における視認性を配慮し、明るい色彩の服装を着用するととも

に、夜光反射式のチョッキ等を着用する。

## 5-7 完成図等

(公共建築工事標準仕様書1.7.1~1.7.3)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編1.7.1~1.7.3)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第1編1.7.1~1.7.5)

### ① 完成時の提出図書〈建築工事〉

- 工事完成時の提出図書は特記による。特記がなければ、「(1)完成図」及び「(2)保全に関する資料」による。
- 上記の図書に目録を添付し、監督員に**提出**する。
- (1) 完成図
  - 完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現し、種類及び記入内容は、特記による。特記がなければ、表1.7.1による。

表1.7.1 完成図の種類及び記載内容

種類	記入内容
配置図及び案内図	敷地及び建築物等の面積表、 屋外排水系統図、外構、植栽
各階平面図	室名、室面積、耐震壁
各立面図	外壁仕上げ
断面図	階高、天井高等を表示し、2面以上作成
仕上表	屋外、屋内の仕上げ

- 完成図の様式等は次による。
  - ・ 完成図の作成方法及び用紙のサイズは、特記による。特記がなければ、完成図はCADで作成し、普通紙に出力する。  
なお、寸法、縮尺等は、設計図書に準ずる。
  - ・ 提出は、原図及びその複写図(2部)とする。
  - ・ CADデータの提出は、特記による。
- (2) 保全に関する資料
  - 保全に関する資料は次により、提出部数は特記による。特記がなければ1部とする。
    - ・ 建築物等の利用に関する説明書
    - ・ 機器取扱い説明書
    - ・ 機器性能試験成績書
    - ・ 官公署届出書類
    - ・ 総合試運転報告書
  - 受注者等は、上記の資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する**協議**を行う。

(参考) 新築工事における保全に関する資料の作成に当たっては、『建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(本編)(平成28年12月版)』『建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(防災編)(平成28年12月版)』が国土交通省ホームページで紹介されているので参考とする。

## ② 完成時の提出図書〈電気設備工事〉

- 工事完成時の提出図書は特記による。特記がなければ、「(1)完成図」及び「(2)保全に関する資料」による。
- 受注者等は、上記の図書に目録を添付し、監督員に**提出**する。
- (1) 完成図
  - 完成図は工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、種類及び記載内容は、表1.7.1による。

表1.7.1 完成図の種類及び記載内容

種類	記載内容
各階配線図	電灯、動力、電気自動車用充電、電熱、雷保護、発電(自家発、太陽光)、電力貯蔵、構内情報通信網、構内交換、情報表示、映像・音響、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ、駐車場管制、防犯・入退室管理、自動火災報知、中央監視制御等
機器の仕様	各種
単線接続図	分電盤、制御盤、実験盤、配電盤等
系統図	各種
平面詳細図、配置図	主要機器設置場所のもの
構内配線図	各種
主要機器一覧表	機器名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等

- 完成図の様式等は次による。
  - ・完成図の作成方法及び用紙のサイズは、特記による。特記がなければ、完成図はC A Dで作成し、普通紙に出力する。
  - なお、寸法、縮尺、文字、図示記号等は、設計図書に準ずる。
  - ・完成図の記載内容の詳細は、監督員との**協議**による。
  - ・提出は、原図及びその複写図(2部)とする。
  - ・C A Dデータの提出は、特記による。
- (2) 保全に関する資料
  - 保全に関する資料は次により、提出部数は特記による。特記がなければ1部とする。
    - ・建築物等の利用に関する説明書
    - ・機器取扱い説明書

- ・機器性能試験成績書
  - ・官公署届出書類
  - ・総合試運転調整報告書
- 受注者等は、上記の資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する**協議**を行う。  
(参考) 建築工事の「保全に関する資料」の参考欄を参照。

### ③ 完成時の提出図書〈機械設備工事〉

- 工事完成時の提出図書は特記による。特記がなければ、「(1)完成図」及び「(2)保全に関する資料」による。

- 受注者等は、上記の図書に目録を添付し、監督員に**提出**する。

#### (1) 完成図

- 完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとする。

- (ア) 図面の種類は特記による。特記がなければ、次による。

- (a) 屋外配管図
- (b) 各階平面図及び図示記号
- (c) 主要機械室平面図及び断面図
- (d) 便所詳細図
- (e) 各種系統図
- (f) 主要機器一覧表（品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等）
- (g) 浄化槽設備、昇降機設備、機械式駐車設備及び医療ガス設備の図

#### (イ) 様式

完成図の作成方法及び用紙のサイズは特記による。特記がなければ、完成図はCADで作成し、普通紙に出力する。

なお、寸法、縮尺、文字、図示記号等は設計図書に準ずる。また、完成図の記載内容の詳細は、監督員との**協議**による。

#### (ウ) 提出部数

原図及び複写図（2部）とする。

- (エ) CADデータの提出は特記による。

- (オ) 施工図は、監督員の**承諾**を受けた図面を**提出**する。

#### (2) 保全に関する資料

- 保全に関する資料は次により、提出部数は特記による。特記がなければ1部とする。

- ・建築物等の利用に関する説明書
- ・機器取扱い説明書
- ・機器性能試験成績書
- ・官公署届出書類
- ・総合試運転調整報告書

- 受注者等は、総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む「総合試運転調整計画書」を監督員に**提出**し、品質計画にかかる部分について**承諾**を受ける。

- 受注者等は、上記の資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する**協議**を行う。  
(参考) 建築工事の「保全に関する資料」の参考欄を参照。

(3) その他

- 消防法等に定めるところによる標識（危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止表示、火気厳禁の標識等）を設置する。
- 機器には、名称及び記号を表示する。
- 配管、弁及びダクトには、次の識別を行う。  
なお、配管の識別は、原則として、JIS Z 9102「配管系の識別表示」によるものとし、識別方法及び色合いは監督員の**指示**による。
  - ・配管及びダクトには、用途及び流れの方向を表示する。
  - ・弁には、弁の開閉を表示する。
- 受注者等は、当該工事のうち、ポンプ、送風機、吹出口、衛生器具、柵等の保守点検に必要な工具一式を監督員に**提出**する。

## 5-8 工事完成通知書

(藤岡市建設工事請負契約約款第31条第1項)

(藤岡市契約規則第45条)

- 受注者等は、工事が完成した場合は、監督員に「工事完成通知書」(1部)を**通知**する。

## 6. 工事検査及び技術検査時等に提示する書類

### 6-1 安全訓練の実施状況記録

(特記仕様書に定めがある場合)

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.3.7~10)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編 1.3.5~8)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編 1.3.5~8)

- 受注者は、特記仕様書に定めがある場合は、工事の着手後、作業員全員の参加により、1か月あたり半日(4時間)以上の時間を割当て、以下の各号の教育、訓練等を参考に実施する。

なお、一定の期間現場作業がない等の理由により実施しない、又は訓練時間を短縮する場合は、主任監督員の**承諾**を得ること。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料、緊急連絡方法の実践訓練など安全管理に関する訓練
  - (2) 安全帯の点検・使用方法の訓練、安全帯の取付位置の確認訓練などの墜落災害防止に関する訓練
  - (3) クレーン合図の確認訓練、正しい玉掛方法の訓練などクレーン災害に関する訓練
  - (4) カラーコーンを利用した重機の死角確認、重機オペレーター以外の作業員による運転席からの死角確認など車両系建設機械等災害防止に関する訓練
  - (5) 工事安全に関する法令、指針等の周知徹底
- 受注者等は、安全教育や安全訓練等の実施状況については、安全訓練の実施状況を記録し、監督員の請求があった場合は直ちに**提示**する。ただし、1回目については請求の有無に

関わらず、実施後速やかに監督員に**提示**する。

- 受注者等は、工事検査及び技術検査の前に「安全訓練の実施状況記録」を監督員に**提示**する。また、同検査のときに検査員に**提示**する。

## 6-2 その他安全管理関係の資料

(特記仕様書)

(公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 1.3.7~10)

(公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編 1.3.5~8)

(公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編 1.3.5~8)

- 受注者等は、安全衛生責任者等による各種安全パトロール及び現場従事者以外の者による店社パトロールを1月当たり1回以上実施し、記録、写真など及び指摘事項があればその対応の記録等を整備し、監督員の請求があった場合は直ちに**提示**する。
- 受注者等は、上記のパトロールのほか次の活動等を実施した場合は、その記録を工事検査及び技術検査の前に監督員に**提示**する。また、同検査のときに検査員に**提示**する。
  - (1) 災害防止(工事安全)協議会等の活動記録
  - (2) 安全巡視、TBM、KY等の実施記録(安全施工サイクルを日常的に励行し、安全衛生日誌などで管理しているなど)
  - (3) 現場でのイメージアップ活動記録(例:現場周辺の清掃活動、明るく清潔感のある仮囲い材の使用など)
  - (4) 過積載防止(取組、周知、指導)記録
  - (5) 重機操作時の誘導員配置・行動範囲分離措置の記録(監督員が確認し、状況写真を整備する)
  - (6) 新規入場者教育実施記録(教育資料等を添付する)
  - (7) 使用機械、車両等の点検整備記録(持ち込み時点検、日常点検、法定検査の記録、取扱者の任命と表示など)
  - (8) 山留め、足場、作業構台、仮囲い等の点検及び管理記録
  - (9) 工事現場における保安施設等の整理・設置・管理記録(監督員が確認し、状況写真を整備する)

## 6-3 創意工夫・社会性等に関する実施状況

(藤岡市建築工事標準書式)

- 受注者等は、創意工夫を行った、又は、地域への貢献を行った場合は、「創意工夫・社会性等に関する実施状況」に記録し、工事検査及び技術検査の前に監督員に**提示**する。また、同検査のときに検査員に**提示**する。

(例)

- ・品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫を行った。
- ・自社の写真管理基準を設定し、創意工夫をもって適切に管理を行った。
- ・周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。
- ・地域生活に密着したゴミ拾い等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献し

た。

#### 6-4 下請検査記録等

(建設業法第24条の4)

- 受注者等は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できるだけ短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了する。また、その検査記録等を工事検査及び技術検査の前に監督員に**提示**する。また、同検査のときに検査員に**提示**する。